



柿
(主な産地：あわら市)



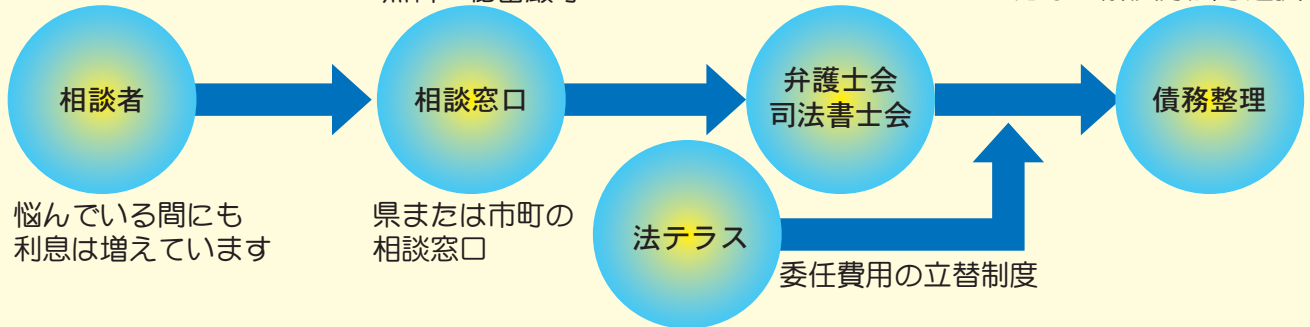
発行/福井県県民安全課・福井県消費生活センター

借金の問題は一人で悩まず、まず相談を！

例年、当センターには500件近い多重債務のご相談があります。消費者金融やクレジットを利用した結果、借金が雪だるま式に増えて返済困難な状態に陥っている多重債務者が増えており、中には、多額の借金を苦にして、あるいは悪質なヤミ金融業者による過酷な取立て等の被害にあって悩み、深刻な状況に追い込まれてしまった人もいます。

相談フロー図

勇気を出して
まず相談を！



1つでもあてはまるものがあれば勇気を出して相談を！

- 複数者からの借金を抱え困っており返済も滞りがちになっている。
- 別の金融業者から借りて返済するという自転車操業に陥っている。
- 借金の返済に追われて生活に行き詰まり、税金、公共料金、国民健康保険料、授業料、家賃などを滞納せざるを得なくなっている。
- 借金の整理について「誰に相談すればよいか」、「どこに相談すればよいか」分からなくて途方に暮れている。

多重債務無料相談会

開催日時	開催場所	実施主体	問い合わせ先
12月13日(木) 10:00～17:00	福井県嶺南消費生活センター (小浜市小浜白鬚112 つばき回廊業務棟)	福井県 福井弁護士会 福井県司法書士会	福井県嶺南消費生活センター 0770-52-7830
12月15日(土) 16日(日) 10:00～17:00	福井県消費生活センター (福井市手寄1-4-1 A O S S A 7階)	福井県 福井弁護士会 福井県司法書士会	福井県消費生活センター 0776-22-1102

* 当日は、**弁護士**または**司法書士**が相談に応じます。

* 事前予約制です。予約時に概要についてお聞きますが、相談者個人の秘密は完全に守られますので、安心してご相談ください。

* 債務額・収入額のわかる資料を準備していただくと、相談がスムーズに進みます。

多重債務に陥ってしまったら

努力しても借金を返済できない状況になってしまった場合は、返済のために新たな借金をしてはいけません。恐ろしいヤミ金融の被害に遭うおそれもあるなど、かえって問題を悪化させてしまう結果となりがちです。迷わずに多重債務の相談窓口に連絡し、法律専門家（弁護士または司法書士）の支援を得る等して解決策を検討しましょう。

法律専門家に債務整理を依頼した場合

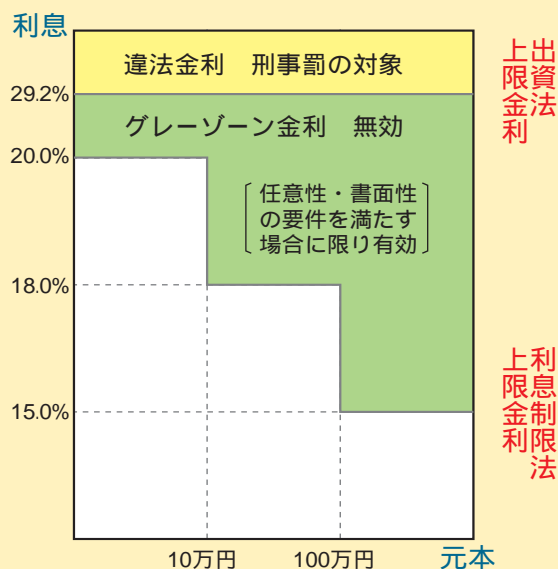
- ・債務整理を受任した弁護士または司法書士が、貸金業者にその旨を通知すれば取立てが止まります。
- ・債務整理を受任した弁護士または司法書士は、取引のあった貸金業者から取引履歴を取り寄せ、利息制限法の利率で引き直し計算を行うことにより借金の額を確定します。
- ・債務整理を弁護士または司法書士に委任する費用が無い場合でも、法テラスの民事法律扶助制度による費用の立替制度などが利用できます。

引き直し計算とは

利息について定めた法律には、民事上のルールとしての利息制限法と刑事上のルールとしての出資法があり、異なる上限金利が定められています（注）。この二つの法律の上限金利の隙間部分の金利はグレーゾーン金利と呼ばれていますが、このグレーゾーン金利は一定の厳しい要件を満たさない限り無効であり、支払う必要はありません。

債務整理を行う際に、債務を利息制限法に基づく金利で計算し直すことを引き直し計算といいます。この引き直し計算により、債務の減額ができる場合があります。また、長期にわたって返済を続けている場合は、払い過ぎた利息（過払金）を取り戻せる可能性もあります。

（注）法律は平成18年12月に改正されましたが、完全実施は3年後であるため、現在は異なる上限金利が存在しています。



ヤミ金融にご注意！

ヤミ金融とは、貸金業の登録の有無にかかわらず、刑罰が科せられる出資法の上限金利を超える金利で金銭の貸付を行う金融業者のことです。暴力的・脅迫的取立てにより強引な回収を行います。

携帯電話番号しか明かさないなど正体がかめられない業者が多く、被害の回復が非常に困難です。



こんな手口には要注意

- ・ダイレクトメール、電話、FAXなどで返済困難に陥っている人をターゲットに融資を勧誘
- ・新聞、雑誌、チラシなどの広告を使い「審査なし、即融資」「ブラックOK」等と宣伝して勧誘
- ・融資を行う条件として保証金や手数料等の名目でお金を要求する融資保証詐欺にも注意が必要

債務整理の方法

整理方法	概要	適している場合	メリット()・デメリット()
任意整理	裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解する方法	<ul style="list-style-type: none"> 借金総額が比較的少額の場合 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合 	当事者の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能 引き直し計算により、借金の額の減額が可能 専門家の受任通知により取立てが止まる(全ての手続きに共通) 当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない 事故情報に登録される恐れがある(全ての手続きに共通)
特定調停	簡易裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整する方法	<ul style="list-style-type: none"> 借金をしている貸金業者の数が少ない場合 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合 	裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる 返済計画に強制力があり、給与の差押も止められる 法律専門家に頼まずにできるので、費用が安い 借金をしている全ての貸金業者から合意を得る必要がある 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる
個人版民事再生	地方裁判所が認可した再生計画に基づき債務を返済する方法	<ul style="list-style-type: none"> 借金をしている貸金業の数や額が多い場合 相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合 	話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理が可能 住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能(特別条項を利用できない場合もあるので注意) 再生計画を策定する過程で借金が大幅に減額される可能性がある 利用できる者に制限がある 手続きが相対的に複雑なため費用と時間がかかる 官報に氏名・住所が記載される
自己破産	地方裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらう方法	<ul style="list-style-type: none"> 返済の見込みがない場合 	免責が許可されれば、早期に借金から開放される 給与の差押え等を止められる 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う 破産原因によっては免責されない場合がある 官報に氏名・住所が記載される 免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある

消費生活関連イベント(平成19年11月)

日時	イベント名	開催場所	問合せ先
29日(木) 13:10 ~ 13:55	「金融教育公開授業 in 福井」 ・公開授業 3年生「ネットショッピングを体験しよう」 4年生「お金の使い方を考えよう」	あわら市	福井県金融広報委員会
14:20 ~ 15:30	・講演 「子どもとどう向き合うか ~現代社会とお金~」 講師：キャスター 生島ヒロシ氏	細呂木小学校	(0776)22-4495

価格の動き

県調査結果

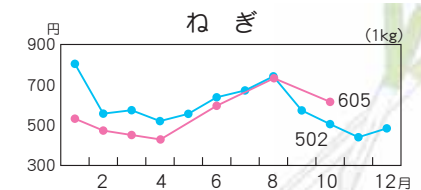
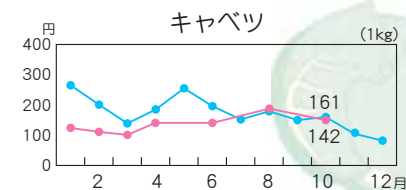
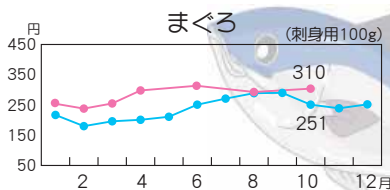
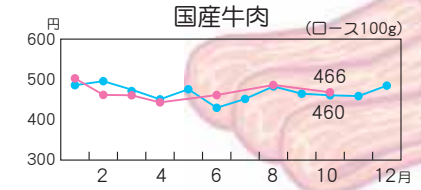
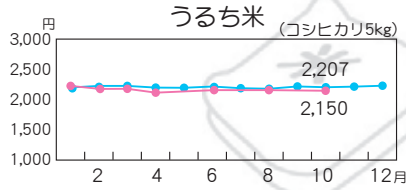
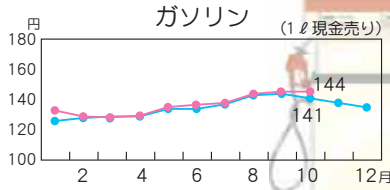
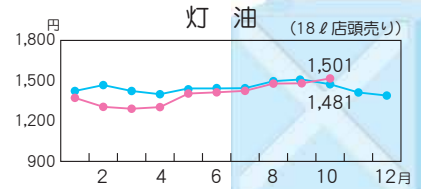
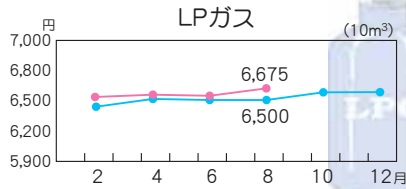
石油製品については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センタ - 調査

— 18年
— 19年

福井市消費者物価指数

平成19年9月 速報値(平成17年基準)

総合指数 100.5
前月比 (+)0.1%
前年同月比 0.0%
※福井県政策統計課調べ



柿

『柿とツナのごま和え』

～ 材 料 ～ (4人分)

- 柿 4個
- ツナオイル漬け 150～200*
- すりごま 大さじ1
- マヨネーズ 大さじ1



～ 作り方 ～

柿はヘタの近くをスパッと切って、ふた用に残す。

の中身をスプーンでくり抜いて、1.5&0位の大きさに切る。

しっかり油を切ったツナ・すりごま・マヨネーズを混ぜ、を和える。

で作った柿の器に入れる。

提供：坂井農林総合事務所



多重債務無料法律相談窓口

相談窓口	期日・時間	電話番号
福井弁護士会	毎週木・金曜日 9:00～12:00	0776-23-5255(予約制)
福井県司法書士会	毎週水曜日 13:00～16:00	0776-30-0771(予約制)
法テラス福井 (日本司法支援センター福井事務所)	毎週火曜日 9:00～	050-3383-5475(予約制) 先着4人

(注)「法テラス福井」の無料法律相談は、収入が一定基準以下の方が対象となります。

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター

0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

福井県嶺南消費生活センター

0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00～17:00 土・日曜日にも相談を受け付けています。)

福井県消費生活センターホームページ <http://info.pref.fukui.jp/kenan/shohic/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

物価に関するご意見・ご質問は…0776-20-0287(県民安全課へ) ☎910-8580 住所記入不要

